

## ～ 幼児教育・保育の無償化のための申請案内 ～

### (子育てのための施設等利用給付認定)

#### 1 幼児教育・保育の無償化の概要

##### ○ 入園料・保育料について

満3歳から小学校就学前までの子どもを対象として、月額25,700円まで無償となります。

※入園料については、月額に換算して無償化の対象となります。

(入園料の取扱いについては、ご利用の幼稚園へお問い合わせください)

※食材料費や通園送迎費、行事費等は無償化の対象外となります。

##### ○ 預かり保育の利用料について

下記の「子育てのための施設等利用給付認定(新2号認定・新3号認定)」を受けることで、月額上限額の範囲内で、「施設に支払う預かり保育の利用料」と「日額単価450円×利用日数」を比較して少ない方の額が無償となります。

#### 2 子育てのための施設等利用給付認定(新1号認定、新2号認定または新3号認定)

##### (1) 子育てのための施設等利用給付認定について

無償化の対象となるためには、居住する市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。新制度未移行幼稚園の利用者の施設等利用給付認定は、児童の年齢や保育の必要性の有無によって下表の区分に分かれています。

認定区分	要件	月額上限額	
		教育時間の保育料	預かり保育等の利用料
新1号認定	満3歳以上の小学校入学前の子どもであって、新2号認定及び新3号認定に該当しない子どもであること	25,700円	該当なし
新2号認定	3歳児～5歳児(満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども)で <u>保育の必要性がある</u> こと	25,700円	11,300円
新3号認定	満3歳児(満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子ども)で <u>保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯</u> であること	25,700円	16,300円

##### (2) 申請要件

児童と保護者が認定希望日時点において、太宰府市に住んでいる方が申請できます。

(太宰府市に住民票があることを原則とします)

##### (3) 申請方法

原則、必要書類をそろえて、通園している(予定がある)幼稚園を経由してご申請ください。

認定希望日までの期間が短い等、認定を急ぐ場合は、太宰府市保育児童課に直接ご申請ください。

#### (4) 申請に必要な書類

- ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書新1号認定用または新2号・3号認定用
- ②保育の必要性を証明する書類（父・母それぞれの分）※新2号・3号認定用を提出される方のみ
- ③マイナンバー関連書類

※必要書類の様式は、市ホームページ又は保育児童課窓口にて取得できます。

※①は申請する児童ごとに作成が必要です。

※②と③は、兄弟姉妹で同時に申請する場合は、世帯で1組の提出で構いません。

※②は、新2号・3号認定用の裏面に記載の〈添付書類〉をご確認ください。

※単身赴任等で父又は母が児童と別居している場合も、提出書類は父母それぞれ必要です。

#### (5) 保育の必要性の認定要件

保護者（父・母それぞれ）が次の事由に該当する場合は、保育の必要性が認められ、預かり保育の利用料が無償化の対象となります。

保護者（父母）の状況（保育の必要性の事由）		認定の有効期間
就労	・就労している（月64時間以上） ※自営の方も就労証明書の様式でご提出ください。	最長で就学前まで
妊娠・出産	妊娠中または産後間もない	産前産後各8週間
疾病・障がい	・疾病がある（保育できる状況ではない疾病） ・障がいがある（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）	最長で就学前まで
介護・看護	親族（2親等以内）を介護・看護している（月64時間以上）	最長で就学前まで
求職活動	求職活動を継続的に行っている	3ヶ月以内
就学	大学や専門学校、職業訓練校に就学している	最長で就学前まで
虐待・DV	虐待や配偶者からのDV（家庭内暴力）のおそれがある	最長で就学前まで
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあっている	最長で就学前まで

- ・産前産後各8週間は、「出産日から起算して8週間（多胎児の場合は14週間）前の日の属する月の1日から、出産日の翌日から起算して8週間後の日の属する月の末日まで」の期間となります。
- ・就労が月64時間に満たない場合は、求職と同等の取扱い（認定期間が3ヶ月以内）となります。
- ・就労証明書の様式はホームページに掲載しており、電子での記載が可能です。ただし、提出の際は紙に印刷しご提出ください。※社印等の押印は不要ですが必ず勤務先へ記載を依頼してください。
- ・この他、保護者の状況に応じて、必要書類の提出を求めることがあります。

### 3 給付認定の取り消し等について

施設等利用給付の認定を受けた後でも、下記に該当することとなった場合等には、施設等利用給付を受けることができなくなるのでご注意ください。

（給付を受けることができなくなる場合の例）

#### ○太宰府市外に転出する場合

太宰府市内に居住していることが、太宰府市から給付認定を受けるための要件の1つです。そのため、太宰府市外に転出した場合は、転出先の市町村へ別途給付認定の申請を行うことが必要となります。

### ○保育を必要とする認定を受けることができなくなった場合

新2号・新3号認定の場合、「就労を理由に認定を受けたが、退職した（月64時間以上就労しなくなった）」、「疾病を理由に認定を受けたが完治した」など、保育を必要とする事由がなくなった場合は、新2号・新3号認定が取り消され、預かり保育の利用料が無償化の対象外となります。（新2・3号認定が取り消されても、新1号認定に切り替わりますので、通常の教育時間の保育料は引き続き無償化の対象となります）保育を必要とする事由に変更があった場合は、変更申請書に必要書類を添えて速やかに提出してください。

### ○給付認定期間が満了となった場合

求職活動中、短時間の就労（月64時間未満）、出産、就学等を理由に新2号・新3号認定を受ける場合、認定期間が制限されます。継続して保育が必要になる場合は、認定期間満了までに保育を必要とすることを証明する書類（勤務証明書等）を提出してください。

#### （変更申請書の提出が必要な例）

市内転居、市外転出、婚姻、離婚、氏名変更、連絡先の変更、保育の必要とする事由の変更、退園、保育の必要性がなくなった場合など。

※保育の必要性の事由の変更は、出産も含まれます。就労で認定を受けられている方で、産前産後休暇や育児休暇を取得された場合は、届け出が必要です。

※変更申請書の提出についてご不明な点は、太宰府市保育児童課までお問い合わせください。

## 4 申請手続きについて

### （1）提出先と提出書類

通園している幼稚園を經由して申請いただきます。

認定申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に、提出用の封筒に記入・封緘したうえで、通園している幼稚園等が指定する期日までに提出してください。

※認定希望日までの期間が短い等、認定を急ぐ場合は、太宰府市保育児童課に直接ご申請ください。

#### ≪提出書類≫

保育の必要性の事由（2ページの(5)参照）に該当し、預かり保育を利用する場合	⇒①(A)と②と③の提出が必要です
上記以外の場合	⇒①(B)と③の提出が必要です

#### ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

(A) 保育の必要性の事由（2ページの(5)参照）に該当し、預かり保育を利用する場合

⇒【新2号・3号認定用】「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」

②の「保育を必要とすることを証明する書類」で該当する添付書類

(B) (A)以外の場合

⇒【新1号認定用】「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」

※兄弟姉妹で同時に申請する場合でも、1人1枚ずつ申請書を提出してください。

※申請書様式の中で求めている確認書類もありますので、よくご確認ください。

#### ② 保育を必要とすることを証明する書類（父母それぞれについて必要です）

※新2号・3号認定用の裏面に記載の＜添付書類＞をご確認ください。

- ・様式は、太宰府市ホームページから入手して作成してください。
- ・提出書類は、特に記載のない場合は原本提出となります。

### ③ マイナンバー関連書類

申請書に記載されています。内容を確認の上、添付してください。

※新1号認定用は表面に、新2号・3号認定用裏面に記載されています。

#### 《 注 意 事 項 確 認 票 》

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書支給認定申請書」は、申請書に記載の【申請にあたっての同意事項】及びこのページに記載している事項に同意いただいたうえで、提出いただきますので、内容を十分にご確認ください。

- 1 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」は、記入例をよく読み、保護者が漏れなく記入して提出してください。なお、兄弟姉妹が同時に申し込む場合は、児童1人につき1枚ずつ申請書の提出が必要となります。(添付書類は1組で構いません)
- 2 必要書類は、申請書に添付して必ず提出してください。必要提出が確認できない場合は、給付認定をすることができません。
- 3 施設等利用給付認定(新2号・新3号)を受けた場合、保育の必要性の認定事由の現況確認のため、給付認定後も年に1回程度、保育を必要とすることを証明する書類の提出を求めさせていただきます。
- 4 勤務証明書等の内容について勤務先に確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、提出前に記入漏れや内容に誤りがないかご確認ください。
- 5 施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居家族の市民税課税状況及び住民基本台帳を閲覧・確認させていただきます。
- 6 新2号・新3号認定において、求職活動や出産等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間(無償化の対象となる期間)が制限されます。認定期間内に、保育の必要性の継続が確認できる書類の提出がなかった場合は、認定期間の満了日をもって無償化の対象外となります。また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合も、認定が取り消され、無償化の対象外となります。継続して保育が必要になる場合は、期間満了の1か月前頃までに期間満了後も保育を必要とすることが確認できる書類の提出が必要となります。
- 7 申請内容に虚偽があった・事実と相違した場合や、申請内容に変更が生じたがその届出が無かった等の場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。



#### 【申請手続き等のお問い合わせ先】

太宰府市 健康福祉部 保育児童課 児童福祉係  
 〒818-0198 太宰府市観世音寺1丁目1番1号  
 TEL 092-921-2121(内線 316 318)  
 FAX 092-925-0294